

滋慶医療科学大学 防火・防災管理規程

(目的)

第1条 この規程は、滋慶医療科学大学（以下「本学」という。）における防火・防災管理の徹底を期し、もって火災や災害の発生を防止するとともに、火災や災害による物的・人的被害を軽減することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本学の防火・防災管理については、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において、災害とは、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事、爆発など災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定めるもの、及びこれ以外のもので学長が重大な災害と認めたものをいう。

(規程の適用範囲)

第4条 この規程の適用を受ける者は、本学の教職員及び学生（以下「教職員等」という。）、並びに入構者とする。

2 教職員等は、この規程の定めるところにより、防火・防災管理に関する諸活動に従事し、又は協力するものとする。

(防火・防災管理の総括等)

第5条 学長は、本学における防火・防災管理の全般を総括する。

2 事務局長又は事務局次長（以下「事務局長等」という。）は、学長を補佐し、防火・防災管理に関する業務を掌理する。

(防火・防災管理組織)

第6条 事務局長等は、防火・防災管理に関する業務を行うにあたり、次の各号に掲げる防火管理に関する組織を整備しなければならない。

- (1) 消防法第8条及び第36条に規定する防火管理者及び防災管理者（以下「防火・防災管理者」という。）
- (2) 教室等の共用施設に係る火元責任者

(防火・防災管理者)

第7条 防火・防災管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の策定
- (2) 教職員及び学生等に対する防火・防災教育及び防火・防災訓練の年間計画の作成並びに実施指導
- (3) 施設及び消防用設備の点検整備の実施及び監督
- (4) 火気の使用又は取扱いに関する指導及び監督

- (5) 事務局長等に対する防火・防災管理に関する助言及び報告
- (6) その他防火・防災管理上必要な業務

(火元責任者)

第8条 火元責任者は、防火・防災管理者の監督の下に、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設内担当区域内の安全確認及び消防用設備の維持管理
- (2) 施設内担当区域内の火気使用設備器具の火気管理

(教職員等の火災等発見時の対応)

第9条 教職員等は、本学に火災等が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる初動措置を行うものとする。

- (1) 直ちに、消防署へ火災等の発生場所及び状況を簡潔明確に通報するとともに、緊急連絡網により関係者に速やかに連絡すること。
- (2) 延焼拡大を阻止することを主眼に消火器等を活用し、適切な初期消火を行うこと。
- (3) 重要書類、物品の搬出及び監視に努めること。

(火災等の予防措置)

第10条 事務局長等は、次の各号に掲げる事項について、本学における火災等の予防に必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 火気使用に関すること。
- (2) 火災・災害発生時の通報網等に関すること。
- (3) その他火災等の予防に関すること。

(防火・防災教育及び訓練等)

第11条 事務局長等は、教職員等に対し、防火・防災教育を行うとともに防火・防災訓練を年1回以上実施しなければならない。

2 本学教職員等は、進んで防火・防災に関する教育及び訓練を受け、防火・防災管理について相互に協力して対処するよう努めなければならない。

(外部機関との連絡事項)

第12条 事務局長等は、消防署等の外部機関と連絡を密にし、防火・防災管理の適正に努めなければならない。

2 前項の連絡事項は、次の各号による。

- (1) 防火・防災に関する計画の提出
- (2) 教育訓練に関する指導
- (3) 法令に基づく諸手続
- (4) その他防火・防災管理についての必要事項

(警報伝達及び火気使用の規制)

第13条 事務局長等は、火災警報発令下及びその他の事情により、火災や災害発生の危険

又は人命安全上の危険が切迫していると認めたときは、その旨を学内に伝達し、火気使用等の中止又は危険な場所への立入り禁止を命ずることができる。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、本学の防火・防災管理の実施に必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、大学運営会議及び大学院運営会議の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成27年12月9日から施行する。
- 2 この規程は、2021年4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、2021年12月8日から改正施行する。
- 4 この規程は、2023年3月9日から改正施行する。